吉野町議会事務局障害者活躍推進計画

機関名	吉野町議会事務局
任命権者	吉野町議会議長
計画期間	令和2年9月1日から令和7年3月31日(5年間)
吉野町議会事務	吉野町議会事務局は、職員総数2人の小規模な機関であり、障がい者に
局における障が	限らず、機関独自の職員採用は行っておらず、職員採用及び人事異動等の
い者雇用に関す	事務は吉野町(町長部局)が中心となり行っている。
る課題	また、これまで障がい者である職員の在籍がなかったため、組織的な体
	制整備等は特段行っていないが、人事異動等により、障がい者である職員
	が在籍することも考えられるため、必要に応じて関係機関と連携を図るな
	どの対応が求められる。
 目標	
①採用に関する	○ 障がい者雇用の推進に関する職員の理解を促進する。
 目標	
②定着に関する	なし
目標	今後、障がい者である者を雇用した場合は、定着状況データを把握予定。
取組内容	
1. 障がい者の	○ 障害者雇用推進者として吉野町議会事務局長を選任する。
活躍を推進する	○ 障がい者である職員の相談窓口を町長部局と合同で設けることとし、
体制整備	総務課に設置する。
2. 障がい者の	○ 従来の業務遂行が困難となった場合、負担なく遂行できる職務の選定
活躍の基本とな	及び創出について検討する。
る職務の選定・	○ 障がい者の新規採用又は部署異動を行った場合は、一定期間経過後、
創出	面談等により、障がい者と業務の適切なマッチングができているか点
	検を行い、適していないと認められた場合は、必要に応じて職務の選
	定及び創出について検討を行う。
3. 障がい者の	○ 相談窓口への相談のほか、人事評価面談などの面談において、障がい
活躍を推進する	者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、
ための環境整備	その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。
・人事管理	○ なお、措置を講じる際には、障がい者からの要望を踏まえつつ、過
	重な負担にならない範囲で適切に実施する。
4. その他	
	○ 関係法令等に基づき、障がい者の活躍の場を拡大できるよう、適切
	な支援及び配慮に努める。